

## 生活保護法の指定介護機関について

生活保護受給者に対して介護サービスを提供するには、介護保険法の指定を受けた後、生活保護法による指定を受ける必要があります。また、生活保護法の指定事項（所在地、名称）に変更が生じた場合や、事業所を廃止する場合などにも、それぞれ届出を提出する必要があります。

生活保護法の一部を改定する法律（平成25年法律第104号）が平成25年12月13日に公布され、平成26年7月1日から施行されたことにより、新規指定介護機関の取り扱いが下記のとおり見直されましたが、すでに生活保護法の指定を受けている事業者について変更はありません。つきましては、その取り扱いについて引き続きご理解いただき、被保護者に対する介護扶助の適正な実施にご協力をお願いいたします。

### 1. 介護機関の指定について

- (1) 平成26年6月30日までに生活保護法の指定を受けている事業者は、引き続き生活保護法の指定介護機関となりますので、申請の必要はありません。
  - (2) 平成26年6月30日までに介護保険法の指定を受けた事業者で生活保護法の指定を受けていない事業所については、別途生活保護法の指定介護機関の申請が必要です。
- (参考) 平成26年7月1日以降、新たに介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けた事業所は、生活保護法の指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。生活保護法による指定を辞退する場合は、事業所が生活保護法による指定を不要とする「申出書」を提出することで、生活保護法の指定を受けたものとはみなされません。

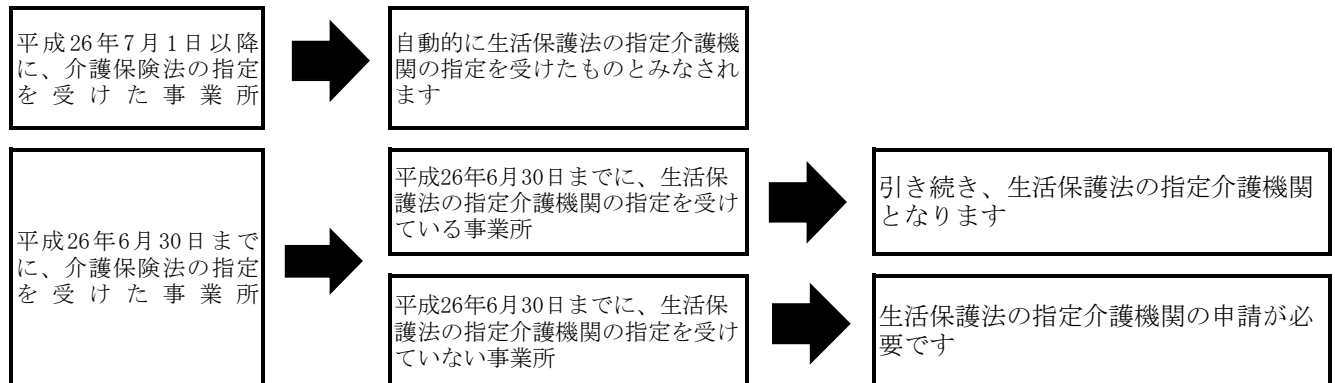
### 2. 介護機関の変更・廃止・休止・再開・辞退について

- (1) 事業所の名称、事業所の所在地、開設者（申請者）の名称や所在地が変更となる場合、変更届の提出が必要です。
- (2) 事業所を廃止・休止・再開する場合は、それぞれ廃止届・休止届・再開届の提出が必要です。
- (3) 事業所が介護保険法の指定は継続し、生活保護法の指定のみ辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- (4) 変更届・廃止届・休止届・再開届については、事由が発生してから10日以内に、辞退届については、指定を辞退しようとする日の30日前までに提出してください。

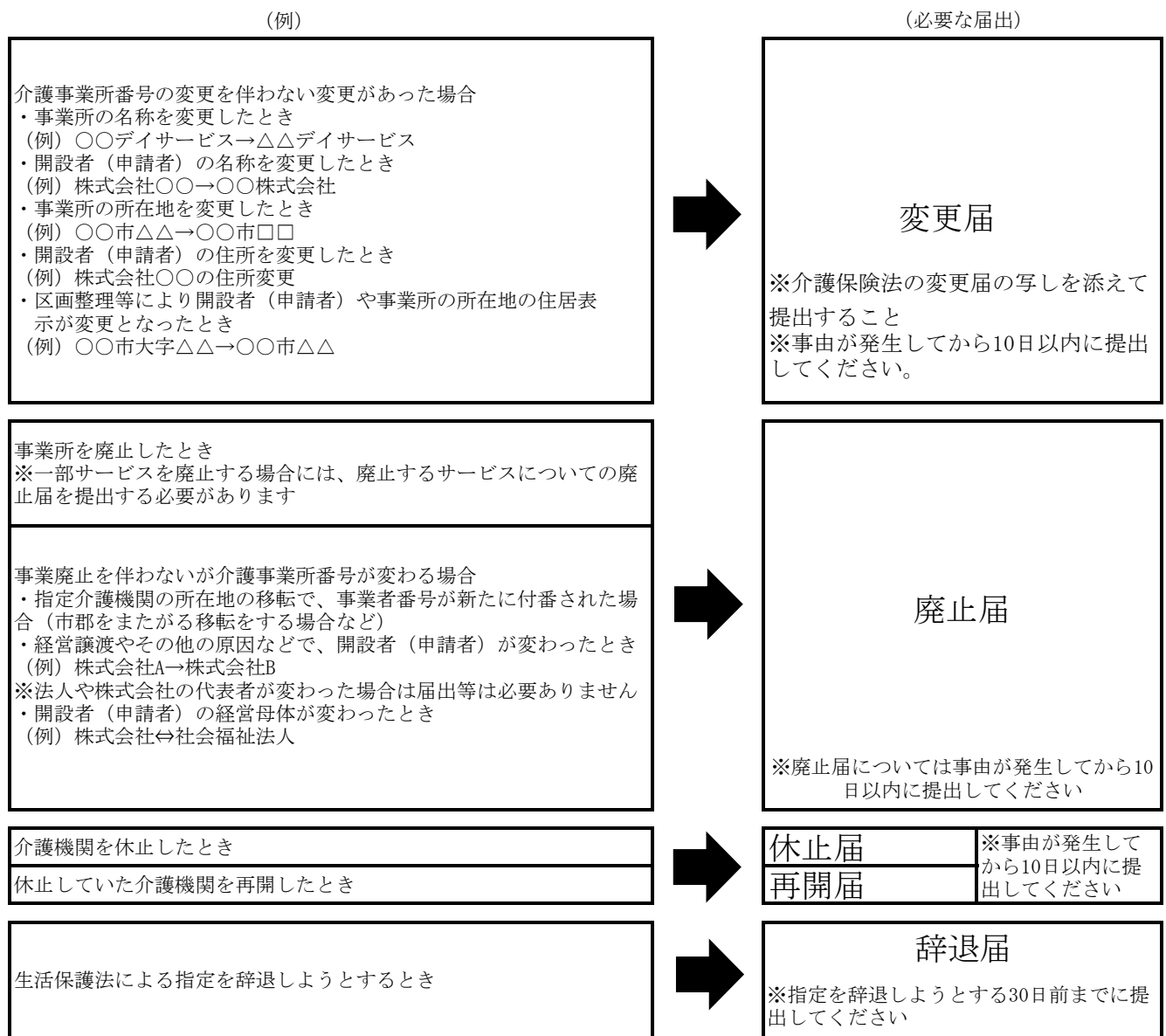
### 3. 留意事項

- (1) 生活保護法による指定介護事業所の指定申請書・変更・廃止届等各種届出書は、介護保険法による同様の届出を提出した後、すみやかに提出してください（提出先については、別紙参照）。介護保険法による届出内容のみをされても、届出内容は生活保護法の指定登録内容には反映されませんので、ご注意ください。
- (2) 申請書・各種届出書の様式は、各市福祉事務所・各振興局で配布しています。また、和歌山県庁のホームページ（[福祉保健総務課 生活保護](#)で検索）からダウンロードすることができます。

## 1. 介護機関の指定について



## 2. 介護機関の変更・廃止・休止・再開・辞退について



※事業所→介護サービスを提供する場所  
※開設者（申請者）→事業所の経営母体

(例) ヘルパーステーション、訪問看護事業所など  
(例) 株式会社、社会福祉法人